

かながわソーラープロジェクト研究会最終報告書の概要

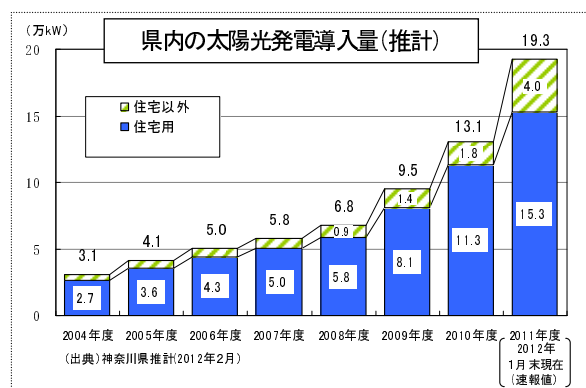
平成24年2月27日 太陽光発電推進課

I かながわソーラープロジェクト研究会の目的及び検討経緯

- 本研究会は「かながわソーラープロジェクト」を推進する具体的な施策等について、「住宅への設置促進（かながわソーラーバンク構想）」、「公共施設等における設置促進」及び「メガソーラーを含む大規模太陽光発電の設置促進」の3分野について、専門的な観点から調査・研究を行い、県に対して報告・提言を行うことを目的とし、これまでに10回の研究会を開催した。
- 「最終報告書」は、これまでの「第1次報告書」（平成23年6月21日）「第2次報告書」（11月16日）における検討の経緯や、神奈川県の実績を要約しつつ、今後の提言を加え、本研究会における検討結果として取りまとめたものである。

II 太陽光発電の普及に係る現状と課題

- 「再生可能エネルギー法」に基づく固定価格買取制度の導入（平成24年7月）により、再生可能エネルギーの普及拡大の加速化が期待されているが、住宅の太陽光発電は現行の「余剰買取」を継続するとされており、また、本報告書の提出時点では買取価格・期間の具体的な内容は明らかになっていない。
- 県内の太陽光発電導入量は、2012年1月末（速報値）で約19.3万kWとなっているものと推計され、2009年度以降、住宅用を中心に顕著に導入量が拡大している。
- 太陽光発電の普及に係る主な課題としては、初期費用負担が大きく投資回収に10数年程度を要するほか、経年劣化のチェック、施工方法・施工資格の共通化、電力システムの安定化対策などに取り組んでいく必要がある。



III 住宅への設置促進

1 かながわソーラーバンク構想に係る提言

- 「かながわソーラーバンクシステム」は、「かながわソーラーバンク構想」が当初目指していた「買取期間（10年間）の売電収入等によって（初期の）設置費用を賄うことができる」設置プランを提示しており、「リーズナブルな価格で安心してソーラーパネルを設置できる仕組み」としての機能を有していると判断されることから、これを2012年度以降も継続するとともに、市町村と連携しながら更に県民への周知を図り、実績が大きく向上することを期待する。
- 「かながわソーラーバンクシステム」の運営にあたっては、県民にとってより利用しやすい窓口とすることや、適切なフォローアップを行い柔軟に見直すこと、住宅以外についても対象を拡大すること、税制度面の対応なども多角的に検討し一層の負担軽減策を講じること、などに留意する必要がある。
- 今後は、蓄電池の普及と「省エネ」や「蓄エネ」と併せてエネルギーを効率的に使う、いわゆる「スマートハウス」の整備に向けた取組と一体的に、太陽光発電の導入促進策に取り組むべきである。また、施策を検討するうえでは、補助金等の財政的な支援は、普及の初期段階における需要創出を目的としているものであり、今後は補助金等に頼らない自立的な普及拡大を図る施策を主体に推進する必要がある。

2 共同住宅等への設置促進に係る提言

- 当面は、「共同住宅太陽光発電設備設置費補助」を継続して普及促進を図りつつ、設置ニーズや課題の把握に努め、分譲住宅を含めた更なる普及策のあり方について検討を深めていくことが適当である。
- 10kW未満の小規模な太陽光発電設備は、戸建住宅とほぼ同様の仕様であり、余剰買取が継続されることから、「ソーラーバンクシステム」の活用による価格低減を図り普及拡大を加速化させるべきである。

IV メガソーラーを含む大規模な太陽光発電及び公共施設等への設置促進

1 メガソーラー等の設置促進に係る提言

- メガソーラー等の誘致を促進するため、大規模太陽光発電施設の設置可能性がある土地について、関係市町村と連携しながら情報収集を行い、候補地を積極的に公表することにより、メガソーラー等の設置を希望する民間事業者と土地所有者とのマッチングを進めることが適当である。
- 県有地を活用したメガソーラー事業の実施にあたっては、メガソーラー発電事業を営もうとする民間事業者の参考となるよう、積極的な情報公開などを通じて、誘致に寄与することが期待される。
- 関連する規制緩和や税制度などの対応を多角的に検討し、必要に応じて国へ制度改正を働きかけることにより、設置促進を図ることが効果的である。

2 公共施設等への設置促進に係る提言

- 引き続き、県自らが予算措置をして県有施設へ設置する場合は、災害時の非常用電源の確保など目的と優先順位を明確にするとともに、できる限りコストの低減を図る必要がある。
- 県民が利用している公共施設に、県民からの出資等により太陽光発電設備を設置することは、県民の参加意識の醸成の観点からも有効であると考えられるため、後述する「市民ファンド」を活用した設置促進策について検討を深め、実施に移すべきである。

3 「市民ファンド」による太陽光発電の設置促進に係る提言

- 「屋根貸し」方式は民間ベースでも取組が想定されるため、県としては、県有施設への「屋根貸し」を検討することが適当であり、対象とする県有施設を選定して、太陽光発電事業を営む民間事業者を公募し、県民等が主体的に出資を行う「市民ファンド」を造成することを条件とすることが効果的である。
- 工場等の大規模な民間施設は、県は「屋根貸し」を希望する施設所有者を募集し、施設の状況や貸付条件等を公表することにより、民間事業者の発電事業への参入を促進することが適当である。一方、小規模な民間施設は、県が主体となって、地元の金融機関等と連携して事業スキームを企画し、民間事業者の参入を促進することが効果的である。
- 国における買取価格・期間の検討状況を注視しつつ、民間事業者への聞き取り等を踏まえ、事業採算性の確保とその可能性を最優先課題として検討する必要がある。
- 資金調達方法としては、「匿名組合」が最も効果的な方法と考えられ、設置が可能と見込まれる県有施設の抽出や貸出条件の整理等と並行して、金融機関や民間事業者との意見交換を行い、具体的な事業スキームや公募方法等について検討を深め、可能な限り早期に太陽光発電事業を営む事業者の公募と、「市民ファンド」の造成を目指すべきである。
- 公共施設等のソーラーパネルを概念的に分割し、環境への貢献を希望する県民に「マイパネル」として提供する「マイパネル構想」についても、具体的な仕組みの検討を深めていくことが適当である。